



浦添市高齢者介護用品支給事業実施規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 7 月 6 日

浦添市長 松 本 哲 治



浦添市告示第 83 号

浦添市高齢者介護用品支給事業実施規程の一部を改正する告示

浦添市高齢者介護用品支給事業実施規程（平成24年告示第34号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「翌年度6月分」を「当該年度の3月分」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この告示は、令和8年7月6日から施行し、改正後の浦添市高齢者介護用品支給事業実施規程の規定は、令和8年6月1日から適用する。